

老人医療助成制度が変更

京都府の「老人医療助成制度（65～69歳）」が
変わります。これにより該当する人の医療機関での
窓口負担割合を1割から2割に変更予定です。（一
定以上の所得がある人はこれまでどおり3割）。

【変更】4月1日から

【その他】対象者には3月下旬に4月以降の受給
者証を郵送

▶詳しくは、保険医療課（☎66・1075）へ。

税の申告受付会場のお知らせ

◆市・府民税の申告

【日時】3月16日(月)までの平日、9時～16時

【場所】市役所、西支所

※市・府民税の申告のみ受け付け

※舞鶴税務署の市・府民税申告コーナーでも受け付けて
います。17時まで。

▶市・府民税の申告については、税務課（☎66・1026）へ。

◆所得税の確定申告

【日時】3月16日(月)までの平日、9時～17時

【場所】舞鶴税務署

【その他】インターネットで「インターネットe-Tax」を利用して自宅で
確定申告書を作成し、そのまま送信することができます。
また、作成した確定申告書を郵送で提出することも可能
です。作成の方法などは、国税庁のホームページ「確定
申告書等作成コーナー」をご覧ください。

▶所得税の確定申告については、舞鶴税務署（☎75・0801）へ。

軽自動車・バイクの廃車変更届はお早めに

平成27年度の軽自動車税は、今年4月1日の所有者
に1年分の税金がかかります。軽自動車税は月割りによ
る還付制度がありません。4月2日以降に廃車や名義変
更の手続きをしても1年分の年税額が課税されます。軽
自動車・バイクの所有状況に異動があった人は、3月末
までに早めの届出を。

▶詳しくは、税務課（☎66・1026）へ。

商品用軽自動車等の課税免除

古物営業法に定める古物商の許可を受けている販売
業者が、所有する商品で運行しない軽自動車等は、一定
の要件を満たす場合、申請により軽自動車税の課税免除
が受けられます（複数年度の適用はなし）。

申請は、4月10日(金)までに所定の申請書（税務課、
西支所税務納税係に備え付け。市ホームページからダウ
ンロード可）に必要書類を添付して、同課か同係へ。

▶詳しくは、税務課（☎66・1026）へ。

休日の納付相談

【日時】3月29日(日)、4月26日(日)、5月24日(日)
9時～17時

【場所】市役所本館1階（時間外通用口から入れます）

【内容】

◆納付相談…国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、
介護保険料、保育所保育料

◆国民健康保険喪失届の受け付け

▶納付相談については、債権管理課（☎66・1007）、
国民健康保険の脱退手続きは、保険医療課（☎66・
1003）へ。

児童扶養手当と公的年金など 併給制限の見直し

公的年金など（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災
年金、遺族補償など）を受給している人は、児童扶養手
当を受給できませんでしたが、平成26年12月分以降は、
年金などの月額が児童扶養手当月額より低い人は、その
差額を受給できるようになりました。

【支給開始月】

申請日の属する月の翌月から支給開始。

ただし、平成26年12月1日に支給要件を満たして
いる人が3月31日までに申請手続きした場合は、12
月分から支給可。まだの人は早めの手続きを。

《参考》児童扶養手当の月額（平成27年3月1日現在）

◆子ども1人の場合（前年所得に応じて決定）
全部支給：41,020円
一部支給：41,010円～9,680円

◆子ども2人以上の加算額
2人目：5,000円
3人目以降1人につき：3,000円

▶詳しくは、子ども支援課（☎66・1094）か西支
所保健福祉係（☎77・2253）へ。

放課後児童クラブ 市民税非課税世帯などに補助

【対象世帯と補助額】

◆平成26年度市民税非課税世帯…26年度利用額の2
分の1

◆生活保護世帯、中国残留邦人などを支援する法律の適
用を受ける世帯…26年度利用額の全額

※いずれもおやつ代や保険料などは除く

【申請方法】申請書（子ども支援課か各放課後児童クラ
ブから利用者に送付）に必要書類を添えて3月2日(月)～
13日(金)に同課か西支所保健福祉係へ持参。

▶詳しくは、子ども支援課（☎66・1008）へ。

シカ・イノシシの一斉捕獲

農林業被害の軽減を図るため、次のとおり猟銃によ
るシカ・イノシシの一斉捕獲を実施します。安全を確
保するため、捕獲区域の山林には**絶対に入らないでく
ださい**（捕獲は山林で実施するため道路は通行可。看
板や警備員の指示に従ってください）。

【日程】

◆3月21日(土)9時～15時…白滝～綾部市五泉町の山林

◆3月29日(日)9時～15時…多門院～鹿原の山林

▶詳しくは、農林課（☎66・1030）へ。



▲3月21日捕獲実施予定場所



▲3月29日捕獲実施予定場所

監査結果など閲覧できます

平成26年度の定期監査や25年度一般会計・特別会
計の決算審査、健全化判断比率等審査などの結果を公表。
情報公開コーナー、西支所、加佐分室、中央・南公民館、
東・西図書館で閲覧できます。市ホームページにも掲載。
▶詳しくは、監査委員事務局（☎66・1080）へ。

市議会3月定例会

（予定）

市議会3月定例会の日程は右表の
とおり。いずれも傍聴できます。

定員は本会議が先着各38人、委
員会が先着各15人。

▶詳しくは、議会事務局（☎66・
1060）へ。

日 時	内 容	場 所
3月 9日(月) 10時から	本会議（代表質問）	市議会議場
10日(火) 10時から	本会議（一般質問）	
11日(水) 10時から	本会議（一般質問、議案質疑）	
12日(木) 10時から	経済消防 建設 民生環境 総務文教 } 予算決算分科会 委員会	議員協議会室
13日(金) 13時から		
16日(月) 10時から		
17日(火) 10時から		
23日(月) 13時から	予算決算委員会	市議会議場
27日(金) 10時30分から	本会議（委員長報告、討論、採決）	

※委員会の日程については変更になることがあります。

受益者負担の適正化に向けた市民・有識者懇話会 委員を募集

市では、公共施設の使用料や窓口での手数料な
どについて、市民負担の公平性と公正性を高める
ため、サービスとコストの実態を再点検するなど
抜本的な見直しを進めています。

その中で、使用料や手数料などを定める際の統
一的な基準となる「(仮称) 受益者負担に関する基
本方針」を策定するため、意見をいただく委員を
募集します。

【期間】4～7月に4回程度、19時～21時（予定）

【場所】市役所

【対象】市内在住の18歳以上の人

【定員】2人（多数の場合選考）

【応募方法】住所、氏名、年齢、性別、電話番号、
志望理由を記入して、企画政策課へ郵送か持参、フ
ァクス（62・5099）、電子メールで。3月16日(月)
必着。

▶詳しくは、企画政策課（☎66・1042）へ。

平成27年度版「ごみ分別ルールブック」を作成

平成27年度版「ごみ分別ルールブック」（A4判、
28頁）を作成しました。ごみの分別・処分方法や不燃
ごみの収集日程、ごみ収集カレンダーなどを中心に掲
載しています。

3月19日(木)の新聞折り込みでお届け（希望者には無
料で郵送。広報まいづるを郵送でお届けしている人には
4月1日号と一緒に郵
送）。生活環境課や西支
所庶務係、加佐分室な
どでも3月19日から配
布。

▶詳しくは、生活環境
課（☎66・1005）へ。

